

八雲町強靭化計画

(素案)

令和 年 月
八 雲 町

【 目 次 】

第1章 八雲町強靭化の基本的考え方

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 八雲町強靭化の目標	2
4 取り組みを推進するための方針	3

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	4
2 リスクシナリオ『起きてはならない最悪の事態』の設定	4
3 評価の実施手順	5
4 評価結果	5

第3章 八雲町強靭化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方	16
2 施策推進の指標となる目標値の設定	16
3 八雲町強靭化のための施策プログラム	17

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	39
2 計画の推進方法等	39
八雲町強靭化のための施策プログラム一覧	40

第1章 ハ雲町強靭化の基本的考え方

1 計画の策定趣旨

2011年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」が閣議決定され、2018年12月には基本方針の見直しが行われています。

また、北海道においては、北海道の強靭化を図るための地域計画として、「北海道強靭化計画」が2015年3月に策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進する枠組みが順次整備されてきました。

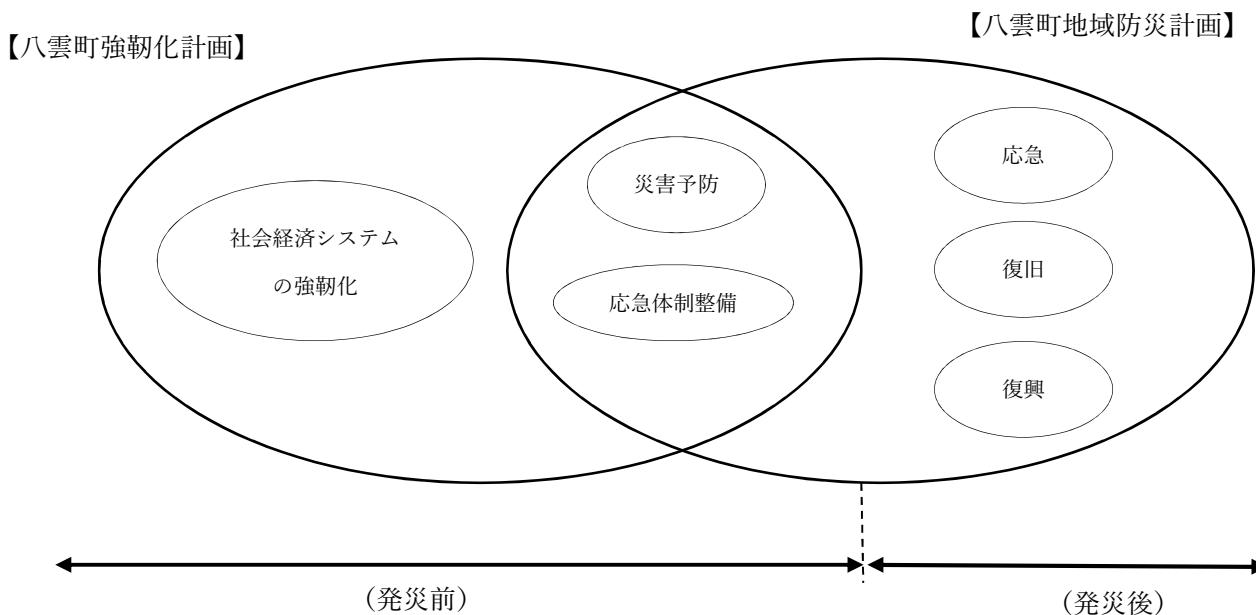
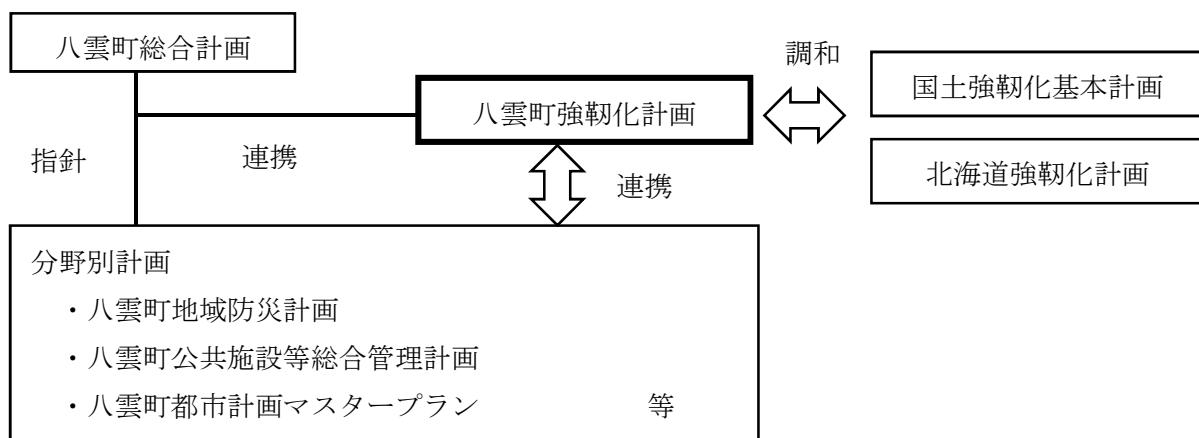
このようなことから、ハ雲町においても自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、地域の強靭化を図ることは、想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、ハ雲町の持続的な成長を実現するために必要であり、国、北海道全体の強靭化を進めるうえでも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取り組みを更に加速していくかなければならないと考えられます。

こうした基本認識のもと、「国土強靭化基本計画」及び「北海道強靭化計画」に調和した取り組みを進めるため、ハ雲町における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「ハ雲町強靭化計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関する部分について地方公共団体における様々な分野別計画等の指針となるものと位置付けられています。

このため、八雲町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靭化に関連する部分の施策を長期的な視点に立って一体的に推進します。



3 八雲町強靭化の目標

八雲町強靭化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、八雲町の重要な社会経済機能を維持することに加え、国及び北海道全体の強靭化に貢献していくことがあります。

また、大規模自然災害への対応を見据えつつ、まちづくりの幅広い分野における機能強化を図ろうとする平時からの取り組みであり、人口減少対策や地域活性化など八雲町が直面する政策課題にも有効に作用し、八雲町の持続的成長につながるものでなければならぬと考えられます。

国土強靭化基本計画や北海道強靭化計画に掲げる目標に配意しつつ、八雲町強靭化の基本目標として次の4つを掲げ、関連施策の推進に努めます。

<八雲町強靭化の基本目標>

- (1) 人命の保護が最大限に図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

4 取り組みを推進するための方針

八雲町強靭化計画は、町民や関係機関等との協働により進めるとともに、府内各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた各種取り組みを推進します。

また、成果指標による進捗管理を通して、必要に応じた事業の見直しを行うなど効果的に推進します。

<八雲町における主な自然災害リスク>

- (1) 地震・津波
- (2) 豪雨・暴風雨・竜巻
- (3) 豪雪・暴風雪

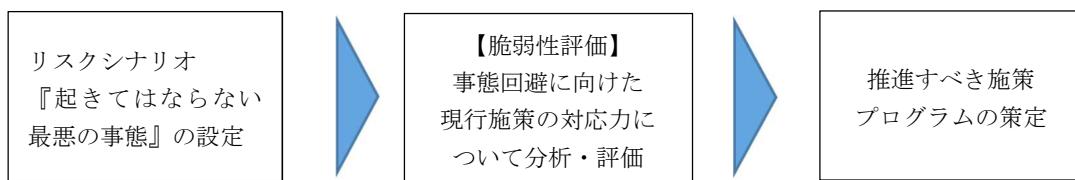
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していくうえで、必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国土強靭化基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

八雲町としても、本計画に掲げる強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に町内で発生した自然災害による被害状況等を踏まえ、今後、八雲町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施します
- 国土強靭化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、町外、道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた八雲町の対応力についても併せて評価します

2 リスクシナリオ『起きてはならない最悪の事態』の設定

国土強靭化基本計画や北海道強靭化計画で設定されている事前に備えるべき目標及び『起きてはならない最悪の事態』を基に、八雲町の地域特性を踏まえ、施策の重複などを勘案し、『起きてはならない最悪の事態』区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととします。

八雲町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の『起きてはならない最悪の事態』を設定しました。

【リスクシナリオ 19 の起きてはならない最悪の事態】

カテゴリー		最悪の事態
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による死傷者の発生
		1-4 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的または広範囲なサプライチェーン（物流、供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧復興	7-1 災害廃棄物の処理及び用地確定等の停滞による復旧復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧復興等を担う人材の不足

3 評価の実施手順

前項で定めた『起きてはならない最悪の事態』ごとに、関連する現行施策の推進状況や課題等を整理し、『起きてはならない最悪の事態』の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

4 評価結果

脆弱性の評価結果は、次頁のとおりです。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用した耐震化を進める必要があります。
- 不特定多数が集まる公共施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設としての利用も想定されることから、耐震化をより一層推進する必要があります。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取り組みを進めるとともに、更新時期を迎える公共建築物も今後見込まれることから、維持管理や更新、解体を適切に行う必要があります。
- 公営住宅については、計画的な建替え・修繕等を順次進める必要があります。

(避難場所等の指定・整備)

- 災害種別や収容人数等に応じた適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等を適宜見直す必要があります。
- 災害時の避難場所として利用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫、地域会館等について、改修なども含めた施設整備を計画的に進める必要があります。
- 避難生活に特段の配慮を要する高齢者や障がい者等の要援護者のため、福祉避難所の受入体制等を整備する必要があります。

(火災予防啓発活動等の取り組み)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保など関係機関が連携した取り組みを引き続き推進する必要があります。

1-2 土砂災害による死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害を未然に防止するため「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険渓流」の基礎調査を引き続き進め、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要があります。

(治山施設等の整備)

- 適正に管理された森林と土砂災害対策施設等による安全安心な地域環境の整備を行い、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全等、森林の多面的機能整備を推進する必要があります。

1-3 大規模津波等による死傷者の発生

【評価結果】

(津波避難体制の整備)

- 現行のハザードマップについて、町民への周知・啓発を引き続き図るとともに、国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、現行のハザードマップや津波避難計画、避難場所を適宜見直す必要があります。
- 高齢者、障がい者等の要援護者の安全を確保するため、町内組織・団体等による避難支援を推進する必要があります。
- 学校等における津波防災教育や津波避難訓練について、継続的に取り組む必要があります。

(海岸保全施設等の整備)

- 高潮や津波による災害予防施設としての機能も有する海岸保全施設等が着実に整備されるよう国や北海道とさらに連携していく必要があります。

1-4 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップ等を有効活用し、防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養う防災訓練・啓発等を推進する必要があります。

(河川改修等の治水対策)

- 北海道、八雲町の各管理河川において、流下能力を確保するために、治水対策をより一層効果的に進める必要があります。
- 河川管理施設について、施設の維持管理や老朽化対策を適切かつ計画的に行う必要があります。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制をさらに強化する必要があります。

(除雪体制の安定的確保)

- 各道路管理者（国、北海道、八雲町）間において、情報共有や相互連携を図り、円滑な除雪体制の確保に努めていますが、除雪体制を安定的に確保するうえで設備更新等の課題もあるため、総合的な対策を推進する必要があります。

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬期も含めた帰宅困難者対策)

- 公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生など冬期の厳しい自然条件を踏まえた災害時の帰宅困難者対策を進める必要があります。一時待避所の確保とその周知・啓発など帰宅困難者の避難対策の取り組みを推進する必要があります。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 暖房器具の備蓄といった避難所等における防寒対策をより一層強化する必要があります。

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の発生

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 災害に関する関係機関の情報共有と町民等への迅速な情報提供を行うため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制をより強化する必要があります。

(町民等への情報伝達体制の強化)

- 防災行政無線やホームページ、SNS等を活用し、町民等へ情報を適時適切に提供するとともに、情報の伝達手段の多重化等を推進する必要があります。

(防災教育の推進)

- 災害時における防災活動を円滑に進めるため、関係機関と連携した多様な担い手を育成する必要があります。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配布や学校等の実情に応じた実践的な避難訓練の実施などを通じて、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取り組みをより一層効果的に行う必要があります。

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び市町村、民間企業等との連携や連絡体制の整備に努める必要があります。

(非常用物資の備蓄促進)

- 非常用物資等の迅速な調達を図るため、財政負担の軽減にも配慮しながら地域間連携による備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での応援体制強化を推進する必要があります。
- 家庭や企業等において、最低3日分の物資の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するための啓発活動をより強化する必要があります。

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練等による救助・救急体制の強化)

- 消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要があります。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 近年、頻発・激甚化する大規模災害に備え、北海道各地に配備されている自衛隊の各部隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた北海道の地理的特性等を踏まえ、各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など自衛隊体制の維持・拡充を図る必要があります。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 災害対応能力強化のための資機材の整備を計画的に行う必要があります。

(救急隊員等の防疫対策)

- 災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐため、救急隊員等の防疫対策を推進する必要があります。

2-3 保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(被災時の医療体制の強化)

- 災害拠点病院となる八雲総合病院において、災害時での医療を確保するため、実災害を想定した実動訓練を効果的に実施する必要があります。
- 災害時の救命医療や被災地からの重篤患者受入などの災害拠点病院の機能を確保するため、応急用医療資機材の整備等、所要の対策をより一層推進する必要があります。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に協力を幅広く要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要があります。
- 災害時に被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要があります。

(防疫対策)

- 災害時においては速やかな感染症予防対策が重要であり、感染症の発生やまん延を防止するには、定期的な予防接種が受けられる体制を平時から継続するとともに、避難所等における衛生管理を重点的に取り組む必要があります。

3. 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部においては、防災訓練などを通した効果的なフォローアップ及び機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要があります。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設においては、非常用電源設備の整備と十分な燃料を備蓄する必要があります。
- 大規模災害発生時においても、災害対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の耐震化をより一層図る必要があります。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害対応を中心とした応急活動の継続、及び庁内各部局の行政サービス機能を維持し被害を最小限にとどめるため、業務継続計画の策定を進める必要があります。
- ICTへの依存度が高い行政業務においては、災害時においても情報システム機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのバックアップなど「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に基づく取り組みを計画的に進める必要があります。
- ICT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に基づいた手順等の理解をより一層深める必要があります。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るために「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を効果的に運用するため、自治体相互の応援・受援体制の構築を図る必要があります。

4. ライフラインの確保

4-1 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、国や北海道などの関係機関と連携を図りながら、地域特性を活用した再生可能エネルギーの利活用の普及促進を図る必要があります。

(電気事業者等との連携)

- 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力需給の安定や再生エネルギーの開発・導入に向け、国や電気事業者等との連携を強化する必要があります。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 八雲町におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、再生可能エネルギーの導入と利用拡大に向けた取り組みを推進するとともに、エネルギーの地産地消など関連施策を推進する必要があります。

(石油燃料供給の確保対策)

- 災害時においても石油燃料が安定的に供給されるよう、協定を締結している函館地方石油類業協同組合と平時から連携強化を図る必要があります。

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 大規模災害により、農畜産物や水産物の生産基盤に多大な影響を及ぼさないよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含めた農地や農業水利施設、漁港施設などの生産基盤の整備を着実に推進する必要があります。

(農水産業の体质強化)

- 災害発生時を含め、国全体の食料安定供給に将来へわたって貢献していくために、経営安定対策や担い手の育成など、八雲町の農水産業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要があります。

(食料品の販路拡大)

- 災害時においても食料を安定的に供給するためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、高付加価値化などによる販路の開拓・拡大に向けた取り組みをより一層推進する必要があります。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策等をより一層推進する必要があります。また、更新時期を迎える施設については、将来の需要などを考慮した施設の更新等を推進する必要があります。
- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点を確保するための施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要があります。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時においても下水道機能を確保するため、計画的かつ着実な整備が求められます。また、下水道施設の耐震化、更新事業等を計画的に進める必要があります。

4-4 基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(北海道新幹線の整備等)

- 分散型国土の形成を進めるうえで、北海道新幹線は基軸となる交通手段であり、リスク分散や大規模災害時の緊急支援を円滑に進めるうえでも、北海道・本州間を陸路による高速輸送を可能とする新幹線の役割が重要なため、札幌までの延伸を可能な限り早期に実現する必要があります。
- 鉄道による貨物輸送の機能性・安全性を確保しながら、北海道新幹線の高速走行を実現するため、青函共用走行区間の走行問題に関する抜本的解決を早期に図る必要があります。

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備促進)

- 大規模災害時における避難や物資の供給、救援救急活動などを迅速に行うため、北海道縦貫自動車道を基軸とした高規格幹線道路網や国道、道道といった緊急輸送道路等のネットワーク化を一層進める必要があります。
- 第三次救急医療施設への搬送時間短縮や災害時における救援物資の運搬等に重要な高規格幹線道路網と渡島・檜山圏域を連結する道路について、関係機関との連携のもと整備をさらに促進する必要があります。

(道路施設の防災対策等)

- 点検結果に基づき対策を要する道路施設について、対策工事を着実に進める必要があります。また、災害時に重要となる橋梁の耐震化についても、計画的な整備をさらに進める必要があります。
- 道路施設の老朽化対策について、着実な整備を推進するとともに、計画的な更新を含めた適切な維持管理を着実に進める必要があります。

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的または広範囲なサプライチェーン（物流・供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業の事業推進体制の強化)

- 町内企業の業務継続計画策定や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種の関係団体等とより一層連携する必要があります。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道が実施している金融支援といった各種支援策について普及・啓発を推進する必要があります。

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害に起因する森林被害による国土の荒廃は、土石土砂の流出や表層崩壊など山地災害を招くため、造林・間伐等の森林整備を計画的に推進する必要があります。
- 森林の保全と多面的機能の持続的な発揮に向けて、野生鳥獣による森林被害の防止対策や林業の担い手の確保・育成を支援する必要があります。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 保水効果や土壤流出の防止効果など農地が持つ機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要があります。

7. 迅速な復旧復興

7-1 災害廃棄物の処理及び用地確定等の停滞による復旧復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、国・北海道の計画との整合性を図りながら、広域的な災害廃棄物の処理体制を整備する必要があります。

(地籍調査の推進)

- 地籍調査未完了地区の災害発生により、土地所有者の調査や用地測量に伴う土地所有者の現地立会等が必要となり復旧復興が大幅に遅れるおそれがあることから、土地境界を明確にする地籍調査をより一層推進する必要があります。

7-2 復旧復興等を担う人材の不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害時における人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制をより強化していく必要があります。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧復興等に関する業務を円滑に進めるため、国、北海道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する必要があります。

第3章 ハ雲町強靭化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、ハ雲町における強靭化施策の取り組み方針を示す「ハ雲町強靭化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した『起きてはならない最悪の事態』を回避するため、ハ雲町のみならず国、北海道、民間それぞれの取り組み主体が適切な役割分担と連携のもとで「ソフト」とび「ハード」の施策を19の『起きてはならない最悪の事態』ごとに取りまとめます。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮する必要があることから、ハ雲町の総合計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、ハ雲町の強靭化を国・北海道の強靭化へつなげるため、総合計画の方向性に沿った取り組みや「北海道強靭化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を勘案し施策を推進することとします。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道等が推進主体となる施策もあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、ハ雲町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

3 八雲町強靭化のための施策プログラム

- 脆弱性評価において設定したリスクシナリオ 19 の『起きてはならない最悪の事態』ごとに、事態回避に向け、推進する施策プログラムを掲載します。
- 当該施策の推進に関する分野（「第2期八雲町総合計画」における施策分野）を各施策の末尾に【 】書きで掲載します。
- プログラムを構成する施策には、複数の『起きてはならない最悪の事態』に対応するものも多くありますが、特に関連のある『起きてはならない最悪の事態』に掲載します。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 耐震化等に関する支援制度の周知や相談を行い、建築物等の耐震化を促進します。

【市街地及び集落の環境整備】

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策について、「八雲町公共施設等総合管理計画」に基づいた適切な維持管理や施設の更新等を推進します。
- 公営住宅について、「八雲町公営住宅等長寿命化計画」に基づいた計画的な建替え等を推進します。

【市街地及び集落の環境整備】

(避難場所等の指定・整備)

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所について、災害種別や収容人数等に応じた安全な避難場所を確保するため、適切な見直しを行います。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫、地域会館等について、改修なども含めた施設整備を計画的に実施します。
- 避難生活に特段の配慮を要する高齢者や障がい者等の要援護者の福祉避難所への受入体制等の整備をより一層推進します。

【防災体制の強化】、

(火災予防啓発活動等の取り組み)

- 火災の未然防止を図るための火災予防啓発活動等、関係機関と連携した取り組みを継続的に実施します。

【消防・救急体制の充実】

【指標（現状値）】

・公営住宅の耐震化率	約60% (R1)
・社会福祉施設の耐震化率	100% (R1)
・小中学校の耐震化率	100% (R1)
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定数	
指定緊急避難場所	86箇所 (R1)
指定避難所	55箇所 (R1)

【推進事業】

- ・役場新庁舎整備事業
- ・町営住宅建替事業
- ・町営住宅外壁等改修事業
- ・「八雲町公営住宅等長寿命化計画」の推進
- ・町有建物解体事業
- ・空家等対策支援補助金制度事業（再生支援・解体支援）
- ・立岩公園改修事業
- ・防火対策事業
- ・落部小学校大規模改修事業
- ・八雲中学校大規模改修事業
- ・校舎等解体事業
- ・教員住宅解体事業
- ・学校給食センター改築事業
- ・熊石学校給食センター解体事業
- ・総合体育館改修事業
- ・熊石歴史記念館改修事業
- ・地域会館整備事業
- ・地域会館等建替事業

1-2 土砂災害による死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害危険箇所等について、北海道と連携を図りながら土石流や土砂崩壊等による土砂災害の防止に努めるとともに、引き続き土砂災害警戒区域の指定を推進し、避難の実効性を高めるための町民等への周知を図ります。
- 土砂災害警戒区域については、ハザードマップの整備など警戒避難体制の強化を推進します。

【防災体制の強化】

(治山施設等の整備)

- 森林は水資源の涵養や土砂の流出・崩壊防備機能などの公益的機能を有することから適正な管理と保全・整備を進めるとともに、治山事業を促進し自然災害の防止に努めます。

【自然環境の保全】、【防災体制の強化】

【指標（現状値）】

・ 土砂災害警戒区域	119箇所 (R1)
・ 土砂災害特別警戒区域	74箇所 (R1)
・ 熊石地域総合ハザードマップ（土砂災害）	整備済み (R1)

【推進事業】

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定に関する事業（事業主体：北海道）
- ・ 八雲地域総合ハザードマップ（土砂災害）整備事業
- ・ 熊石地域総合ハザードマップ（土砂災害）の普及啓発
- ・ 治山事業
- ・ 治山施設維持補修事業
- ・ 相沼地区地すべり防止区域維持管理事業

1-3 大規模津波等による死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 国や北海道から津波による浸水想定等が新たに設定された場合、現行のハザードマップや津波避難計画を適宜改定します。
- 津波発生時の避難経路や平時からの備えについて、町民等への周知を図ります。
- 学校等における津波防災教育や避難訓練等について、継続的に取り組みます。

【防災体制の強化】

(海岸保全施設等の整備)

- 高波、高潮、津波危険箇所における海岸保全施設の整備等について、国や北海道などと連携した取り組みを進めます。

【防災体制の強化】

【指標（現状値）】

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・「八雲町津波避難計画」の策定 | 策定済み（H25） |
| ・津波ハザードマップ（八雲地域版） | 整備済み（H25） |
| ・熊石地域総合ハザードマップ（津波災害） | 整備済み（R1） |

【推進事業】

- ・「八雲町津波避難計画」の普及及び定期的な見直し
- ・八雲地域総合ハザードマップ（津波災害）整備事業
- ・熊石地域総合ハザードマップ（津波災害）の普及啓発
- ・海岸保全対策事業（事業主体：北海道）

1-4 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップ等を有効活用し、町民への平時からの防災意識の向上と避難時の心得を醸成することにより、水害からの円滑かつ迅速な避難体制の構築を図ります。

【防災体制の強化】

(河川改修等の治水対策)

- 北海道、八雲町各々の管理河川において、近年の浸水被害等を勘案した治水整備を推進します。
- 防災上、必要とされる河川や排水路について、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を計画的かつ適切に実施します。

【防災体制の強化】

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップ（遊楽部川・落部川浸水想定区域図） 整備済み（H19）
- ・熊石地域総合ハザードマップ（河川氾濫） 整備済み（R1）

【推進事業】

- ・八雲地域総合ハザードマップ（洪水・内水）整備事業
- ・熊石地域総合ハザードマップ（河川氾濫）の普及啓発
- ・ハシノスベツ川護岸整備事業
- ・本町下水路改修事業

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等の情報を関係機関が迅速に共有し、町民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進します。
- 道路点検による要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策を実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進します。

【道路網の整備】

(除雪体制の安定的確保)

- 冬期における被害の拡大を防ぐため適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化します。
- 将来的にも安定的な除雪体制確保が図られるよう、除排雪機械の計画的な更新、増強を図ります。

【道路網の整備】

【指標（現状値）】

- ・除排雪機械保有台数（八雲町保有） 12台 (R1)

【推進事業】

- ・除雪委託事業
- ・除雪機械整備事業

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬期も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化します。

【防災体制の強化】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 八雲町が設置する避難所等における防寒対策として、発電機、ストーブ、毛布等の暖房設備の備蓄を増強する取り組みを推進します。

【防災体制の強化】

【指標（現状値）】

- ・避難所等における防寒対策用資機材の備蓄状況

発電機	30 台 (R1)	石油ストーブ	67 台 (R1)
毛布	3,979 枚 (R1)	段ボールベッド	100 台 (R1)

【推進事業】

- ・災害備蓄品整備事業（発電機、ストーブ、毛布等）

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の発生

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と町民等への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を推進するとともに、関係機関から災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制の強化を推進します。

【防災体制の強化】

(町民等への情報伝達体制の強化)

- 防災行政無線やホームページ、SNS、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を活用した迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制の強化を推進します。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な町民に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成・更新など、避難行動要援護者対策の充実を図ります。

【防災体制の強化】

(防災教育の推進)

- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関との連携・協働を推進します。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進します。

【防災体制の強化】

【指標（現状値）】

- ・「八雲町災害時要援護者避難支援プラン」の策定 策定済（H25）
- ・避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況
水害 … 未策定 土砂災害 … 未策定
- ・防災学校、防災学習の実施回数 2回（R1）

【推進事業】

- ・北海道総合行政情報ネットワーク更新事業
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）整備事業
- ・高齢者や障がい者等避難行動要援護者対策の充実
- ・防災教育の推進（一日防災学校、出前説明会等）

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 北海道や民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、物資供給をはじめ、医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うための実効性を確保するよう努めます。

【防災体制の強化】

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において、応急物資の供給・調達を適切に図る体制を強化します。
- 支援制度の活用等を通じ、非常用物資の備蓄の増強を推進します。
- 家庭や企業等における非常用物資の備蓄について、啓発活動を強化するなど町民の自発的な備蓄の取り組みを促進します。

【防災体制の強化】

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・災害時における協定締結件数 | 29件 (R1) |
| ・「八雲町災害時備蓄計画」の策定 | 策定済 (H25 (R2一部変更)) |

【推進事業】

- ・災害時における協定締結の拡充
- ・災害備蓄品整備事業（食料・飲料水、生活必需品、資機材 等）
- ・非常食等物資の自発的な備蓄の推進普及

2-2 消防、警察、自衛隊等による救助・救急活動の停滞

(合同訓練等による救助・救急体制の強化)

- 消防、警察、自衛隊など関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保します。
- 消防職員、消防団員の災害対応力向上のため、恒常的な訓練及び研修等を実施し、人材育成に係る取り組みを一層推進します。

【消防・救急体制の充実】

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊等と関係機関において連携した取り組みを推進します。

【防災体制の強化】

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 災害対応能力強化に向け、消防における災害用資機材等の更新・配備を計画的に推進します。

【消防・救急体制の充実】

(救急隊員等の防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐため、救急隊員等の防疫対策を推進します。

【消防・救急体制の充実】

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------|-----------|
| ・消防団員数 | 241名 (R2) |
| ・消防・救急車両の配備状況 | 30台 (R2) |

【推進事業】

- ・消防防災訓練の実施
- ・消防庁舎整備改修事業
- ・消防車両等整備事業
- ・消防通信施設・設備整備事業
- ・消防水利整備事業
- ・消防職員用被服更新事業
- ・消防職員安全装備品整備事業
- ・消防団員用被服更新事業
- ・消防団員安全装備品整備事業
- ・高規格救急車等整備事業
- ・救急・救助資機材整備事業

2-3 保健・医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療体制の強化)

- 災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進します。
- 医療従事者の確保や診療科の充実など、診療体制の強化を図ります。

【医療体制の充実】

(災害時における福祉的支援)

- 災害時に社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムを支える質の高い介護保険サービスや保健福祉サービスを確保していくため、その基盤となる福祉・介護人材の確保と育成を推進します。
- 多様な生活環境や福祉ニーズに合わせた横断的な福祉サービスが提供できるよう、自立と社会参加を支援する生活相談等の支援体制の充実に努めます。

【健康づくりの促進】、【高齢者福祉の推進】、【障がい者福祉の推進】

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒等を速やかに行うとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における感染防止対策など、災害時の防疫対策を推進します。

【防災体制の強化】、【健康づくりの促進】

【指標（現状値）】

・社会福祉施設等との協定締結	2 施設 (H30)
・特定健診受診率	16.6% (H30)
・予防接種法に基づく予防接種 (MRワクチン) の接種率	第1期94.1% (H30) 第2期99.2% (H30) 88.2% (R1) 99.2% (R1)

【推進事業】

- ・医師確保対策事業
- ・医療機械器具整備事業（八雲総合病院、熊石国保病院）
- ・八雲総合病院施設整備事業
- ・院内ネットワーク機器更新事業
- ・情報系システム機器更新事業
- ・医師派遣事業
- ・道南ドクターヘリ運航事業
- ・電子カルテシステム等更新事業

- ・熊石国保病院改築事業
- ・患者輸送バス維持管理事業
- ・総合相談・権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・高齢者等インフルエンザ予防接種助成事業
- ・高齢者等肺炎球菌予防接種助成事業
- ・健康づくり推進事業
- ・特定健診診査事業（特定健診・特定保健指導）
- ・消防団員健康診断事業
- ・災害備蓄品整備事業（消毒薬等の感染症対策用品）

3. 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部の機能強化に向け、運用事項（職員の収集範囲、庁舎被災時における代替場所など）の習熟を図り、実動訓練などを通じ、実施体制の検証等から必要に応じた運用事項の見直しを行います。
- 災害対策本部の機能強化に必要な資機材等の整備を計画的に推進します。また、「八雲町地域防災計画」等の所要の見直しを行い、防災行政の効果的な推進に努めます。

【防災体制の強化】

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時においても行政サービスの低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における業務の継続体制を確保します。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取り組みを推進します。

【防災体制の強化】

(広域応援・受援体制の整備)

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の整備をより一層推進します。

【防災体制の強化】、【広域行政の推進】

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ・ 災害対策本部を設置する役場庁舎の耐震化 | 一部実施済み |
| ・ 「八雲町地域防災計画」の策定 | 策定済み（H26） |
| ・ 「業務継続計画（BCP）」の策定 | 未策定 |
| ・ 「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定 | 策定済み（H29） |
| ・ 他自治体との災害時相互応援協定の締結 | 締結済み（H24） |

【推進事業】

- ・ 役場新庁舎整備事業（再掲）
- ・ 「八雲町地域防災計画」の普及と定期的な見直し
- ・ 「業務継続計画（BCP）」の策定
- ・ 「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の普及と定期的な見直し
- ・ 自治体情報セキュリティ強化対策事業
- ・ 北渡島檜山4町地域連携推進事業

4. ライフラインの確保

4-1 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 再生可能エネルギーの導入と利用拡大に向けた取り組みを推進するとともに、エネルギーの地産地消など関連施策を推進します。

【再生可能エネルギーを活用した産業の振興】

(電気事業者等との連携)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、設備の耐災害性の向上に努めるとともに、国や電気事業者等との連携をより一層強化します。
- 電気設備等の応急復旧や電力復旧に関する協力協定に基づく連携体制の充実を図ります。

【防災体制の強化】

(多様なエネルギー資源の活用)

- 太陽光、風力、地熱、バイオマスなどの自然エネルギーを含めた多様なエネルギー資源の活用を推進します。

【再生可能エネルギーを活用した産業の振興】

(石油燃料供給の確保対策)

- 函館地方石油販売業協同組合と結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に供給されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を図ります。

【防災体制の強化】

【指標（現状値）】

・町内における再生可能エネルギー導入	2.4百万kwh (H28)
・バイオガス発電施設	4 施設 (R1)
・災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	締結済み (H24)

【推進事業】

- ・再生可能エネルギー導入促進事業
- ・「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づく連携の推進

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず、安定した食料供給機能が維持されるよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進します。

【農林業の振興】、【水産業の振興】

(農水産業の体質強化)

- 災害時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献していくために、経営安定対策や担い手の育成など、八雲町の農水産業の持続的な発展につながる取り組みを推進します。

【農林業の振興】、【水産業の振興】

(食料品の販路拡大)

- 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時においても一定の生産量を確保していくことが重要であることから、食の高付加価値化などによる販路の開拓・拡大に向けた取り組みを推進します。

【農林業の振興】、【水産業の振興】

【指標（現状値）】

・新規就農者数（累計）	10組15名（R1）
・経営耕地面積	6,646ha（R1）
・農家戸数	147戸（R1）
・生乳生産量	51,529 t /年（R1）
・漁家戸数	352戸（R1）
・漁獲量	14,151 t /年（R1）

【推進事業】

- ・酪農ヘルパー事業
- ・新規就農支援資金貸付事業
- ・農業次世代人材投資事業
- ・農業研修者家賃助成事業
- ・研修牧場施設整備事業
- ・農地集積協力金事業
- ・育成牧場整備事業
- ・中山間地域総合整備事業
- ・道営草地畜産基盤整備事業（公共牧場型）
- ・コンブ礁造成事業
- ・ホタテ養殖施設減災対策事業

- ・沿岸漁業経営改善調査研究事業
- ・日本海ニシン栽培漁業定着事業
- ・秋さけ資源増大対策事業
- ・ウニ深浅移植事業
- ・檜山なまこ栽培漁業定着事業（広域事業）
- ・熊石水産試験研究推進事業
- ・サーモン養殖試験事業
- ・サーモン養殖事業

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設や基幹管路の耐震化などに加え、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進します。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を推進します。

【上・下水道の整備】

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道施設の耐震化、更新事業等、「八雲町下水道事業経営戦略」に基づく安定的な事業運営、適正な維持管理を実施します。
- 浸水被害軽減のため、内水による浸水被害状況等を勘案し、雨水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進します。

【上・下水道の整備】

【指標（現状値）】

- | | |
|--|---------------|
| ・上水道の耐震適合性がある管の延長（基幹管路） | 14,323m (H30) |
| ・上水道の耐震適合性がある管の割合（基幹管路） | 15.8% (H30) |
| ・八雲下水浄化センター長寿命化の推進 | |
| ・熊石浄化センター長寿命化の推進 | |
| ・落部地区農業集落排水下水処理施設長寿命化の推進 | |
| ・真萩ポンプ場長寿命化の推進 | |
| ・「公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の策定 策定済み (H30) | |
| ・合併処理浄化槽の設置助成（累計） | 178基 (H30) |

【推進事業】

- ・水道施設整備事業（井戸浚渫）
- ・配水管整備事業（更新）
- ・水道施設整備事業（施設補修、場内弁類更新、電気計装更新等）
- ・ろ過池・配水池防水事業
- ・公共下水道整備事業
- ・特定環境保全公共下水道整備事業
- ・農業集落排水施設整備事業
- ・真萩ポンプ場再構築基本計画事業（長寿命化、修繕事業）
- ・「公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の定期的な見直し

4-4 基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(北海道新幹線の整備等)

- 分散型の国土形成を進めるうえで基軸となる北海道新幹線は、陸路での高速輸送に不可欠であり、札幌までの延伸が可能な限り早期に実現するよう、関係機関と連携のもと財源や技術上の課題解決に向けた取り組みを推進します。
- 鉄道による貨物輸送の機能性・安全性を確保しながら、青函共用走行区間における北海道新幹線の高速走行を実現するための取り組みを推進します。

【交通体系の整備】

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備促進)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路等の整備を計画的に推進するほか、必要に応じて関係機関への要望活動を実施します。

【道路網の整備】

(道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落など要対策箇所への対策について、必要に応じて関係機関への要望活動を実施します。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施します。

【防災体制の強化】、【道路網の整備】

【指標（現状値）】

- ・ 北海道新幹線新函館北斗・札幌間の建設促進（2030年度末の開業目標）
- ・ 青函共用走行区間の走行問題の抜本的解決及び国道等の整備促進に係る関係機関への要望活動の実施
- ・ 「八雲町橋梁長寿命化修繕計画」及び「八雲町舗装個別施設計画」の推進

【推進事業】

- ・ 北海道新幹線の建設促進（建設主体：鉄道・運輸機構）
- ・ 新幹線駅設置自治体地元負担金
- ・ 新八雲（仮称）駅周辺整備の推進
- ・ 地域公共交通網形成計画策定事業
- ・ 国道277号鉛川事故対策事業等の整備促進（事業主体：国）
- ・ 内浦大新線道路改良舗装事業
- ・ 道路改良事業
- ・ 道路維持改修事業
- ・ 道路橋長寿命化修繕事業
- ・ 農道等維持補修事業

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的または広範囲なサプライチェーン（物流・供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の事業推進体制の強化)

- 大規模災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関との連携により町内企業等の事業推進体制強化を推進します。

【商工業の振興】、【雇用の創出と雇用環境の向上】

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業等の早期復旧と経営安定を図るため、被災企業への金融支援とともに企業等が実施する事前防災・減災に資する取り組みの支援を推進します。

【商工業の振興】

【指標（現状値）】

・企業誘致件数	1 件 (H29)
・緊急就労対策事業	延雇用人数 1,218人 (委託事業) (R1) 59人 (直接事業) (R1)
・中小企業育成資金貸付金	163,000千円 (R1)
・奨学金償還支援事業	1 件 (R2)

【推進事業】

- ・企業誘致促進事業
- ・緊急就労対策事業
- ・中小企業育成資金貸付金
- ・奨学金償還支援事業

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- 災害時における土石土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進します。
- 野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進めます。

【農林業の振興】

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進します。

【農林業の振興】

【指標（現状値）】

- ・森林面積における人工林の面積 18,858ha (R1) (人工林率 23.5%)
- ・農地、農業用水利施設等の地域資源を保全管理する組織数 5団体 (R1)

【推進事業】

- ・町有林一般造林事業
- ・町有林森林保護事業
- ・町有林自力造林事業
- ・町有林水源林造林事業
- ・未来につなぐ森づくり推進事業
- ・林道維持補修事業
- ・森林管理道常丹線開設事業（事業主体：北海道）
- ・有害駆除対策事業
- ・有害鳥獣駆除事業
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・中山間地域等直接支払事業

7. 迅速な復旧復興

7-1 災害廃棄物の処理及び用地確定等の停滞による復旧復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、広域的な視点での廃棄物処理体制を推進します。

【ごみ処理等の環境整備】

(地籍調査の推進)

- 土地の所有者や境界が確定される地籍調査完了により、発災後の復旧復興の事業期間の短縮が大幅に図られることから、土地境界の把握等に必要な地籍調査をより一層推進します。

【土地利用の推進】

【指標（現状値）】

- ・八雲町地籍調査実施状況（R1）

計画面積 440.22km² 認証面積 232.26km² 進捗率 52.75%

【推進事業】

- ・リサイクルセンター修繕事業
- ・汚水処理施設共同整備事業
- ・地籍調査事業

7-2 復旧復興等を担う人材の不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保等の応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業と行政機関との連携体制をより一層強化します。

【防災体制の強化】

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・北海道及び市町村の行政職員の応援受援体制をより一層強化します。

【防災体制の強化】

【指標（現状値）】

- ・建設関連団体との「災害時の協力体制に関する実施協定」の締結 締結済み（H18）
- ・「北渡島檜山4町による災害時相互応援協定」の締結 締結済み（H24）
- ・他自治体との災害時相互応援協定の締結 締結済み（H24）（再掲）

【推進事業】

- ・関係団体との「災害時の協力体制に関する実施協定」による連携体制の推進
- ・各行政機関との応援受援体制の確立及び連携の推進
- ・北渡島檜山4町地域連携推進事業（再掲）

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

推進期間は「八雲町総合計画」と整合を図る必要があることから、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）の概ね8年とします。なお、計画期間内において社会情勢の変化等により、計画内容が乖離する場合は適宜見直しを行います。

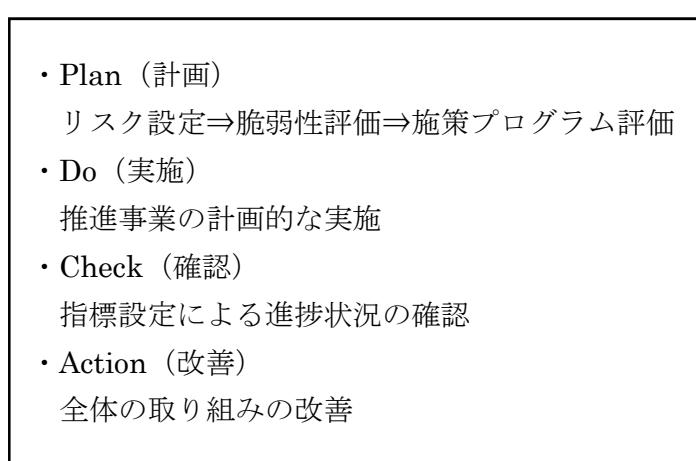
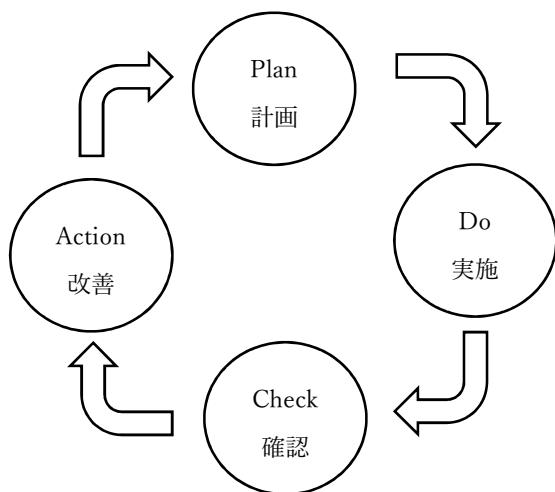
また、本計画は、「国土強靭化基本計画」及び「北海道強靭化計画」と調和を図りながら、八雲町の他の分野別計画における国土強靭化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靭化に関連する分野別計画においては、各々の計画の見直し及び改定時期に併せて所要の検討を行い、本計画との連携を図るものとします。

2 計画の推進方法等

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで各施策の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進にあたり、府内の所管部局を中心に国や北海道等との連携を図りながら、各施策の進捗状況等を継続的に検証し、効果的な推進につなげていきます。

計画の推進にあたっては、各施策の進捗状況等を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていく PDCA サイクルを構築し、八雲町強靭化の継続的な好循環を図っていきます。



八雲町強靭化のための施策プログラム一覧（素案）

リスクシナリオ	施策プログラム（強制化に係る推進事業）	担当部局
	役場新庁舎整備事業 町営住宅建替事業 町営住宅外壁等改修事業 「ハ雲町公営住宅等長寿命化計画」の推進 町有建物解体事業 空家等対策支援補助金制度事業（再生支援・解体支援） 落部小学校大規模改修事業 八雲中学校大規模改修事業 校舎等解体事業 教員住宅解体事業 学校給食センター改築事業 熊石学校給食センター解体事業 空調設備改修事業 総合体育館改修事業 熊石歴史記念館改修事業 立岩公園改修事業 地域会館整備事業 立岩公園改修事業 避難場所等の指定・整備 火災予防啓発活動等の取り組み 警戒避難体制の整備等	総務課 建設課 地域振興課 地域振興課 建設課 地域振興課 建設課 学校教育課 学校教育課 熊石教育事務所 熊石教育事務所 給食センター 熊石教育事務所 図書館 体育課 熊石教育事務所 公園緑地推進室 政策推進課 地域振興課 消防本部 総務課 総務課 地域振興課 農林課 産業課 産業課 総務課 地域振興課 総務課 地域振興課 水産課
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	建築物等の老朽化対策
1-2	土砂災害による死傷者の発生	土砂災害警戒区域等の指定に関する事業（事業主体：北海道） ハ雲地域総合ハザードマップ（土砂災害）整備事業 熊石地域総合ハザードマップ（土砂災害）の普及啓発 治山事業 治山施設維持補修事業 相沿地区すべり防止区域維持管理事業 津波避難体制の整備
1-3	大規模津波等による死傷者の発生	「ハ雲町津波避難計画」の普及及び定期的な見直し ハ雲地域総合ハザードマップ（津波災害）整備事業 熊石地域総合ハザードマップ（津波災害）の普及啓発 海岸保全対策事業（事業主体：北海道）

リスクシナリオ		施策プログラム（強制化に係る推進事業）	担当部局
1-4	突發的または広域かつ長期的な市街地等の浸水	洪水・内水ハザードマップの作成 河川改修等の治水対策	ハ雲地域総合ハザードマップ（洪水・内水）整備事業 熊石地域総合ハザードマップ（河川氾濫）の普及啓発 ハシノスベツリ護岸整備事業 本町下水路改修事業
1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	暴風雪時における道路管理体制の強化 除雪体制の安定的確保	除雪委託事業 除雪委託事業（再掲） 除雪機械整備事業
1-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	冬期も含めた帰宅困難者対策 積雪寒冷を想定した避難所等の対策	災害備蓄品整備事業
1-7	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の発生	関係機関の情報共有化 町民等への情報伝達体制の強化 防災教育の推進	北海道総合行政情報ネットワーク更新事業 全国瞬時警報システム（アラート）整備事業 高齢者や障がい者等避難行動要援護者対策の充実 防災教育の推進（一日防災学校、出前説明会等）
2-1	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に觸れる物質・エネルギー供給の長期停止	物資供給等による連携体制の整備 非常用物資の備蓄促進	災害備蓄品整備事業（再掲） 非常食等物資の自発的な備蓄の推進普及
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	合同訓練等による救助・救急体制の強化 自衛隊体制の維持・拡充	消防防災訓練の実施 消防庁舎整備改修事業 消防車両等整備事業 消防通信施設・設備整備事業 消防水利整備事業 消防職員用被服更新事業 消防職員安全装備品整備事業 消防団員用被服更新事業 消防団員安全装備品整備事業 高規格救急車等整備事業 救急・救助資機材整備事業 救急隊員等の防護対策

	リスクシナリオ	施策プログラム（強制化に係る推進事業）	担当部局
2-3	保健・医療・福祉機能等の麻痺 被災時の医療体制の強化	医師確保対策事業 医療機械器具整備事業 八雲総合病院施設整備事業 院内ネットワーク機器更新事業 情報系システム機器更新事業 医師派遣事業 道南ドクターへリ運航事業 電子カルテシステム等更新事業 熊石国保病院改築事業 患者輸送バス維持管理事業 総合相談・権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント事業 生活支援体制整備事業 高齢者等インフルエンザ予防接種助成事業 高齢者等肺炎球菌予防接種助成事業 健康づくり推進事業 特定健診検査事業（特定健診・特定保健指導） 消防団員健康診断事業 災害備蓄品整備事業（再掲） 役場新庁舎整備事業（再掲）	総合病院 総合病院・国保病院 総合病院 総合病院 総合病院 総合病院 保健福祉課 総合病院 国保病院 住民サービス課 保健福祉課、住民サービス課 保健福祉課、住民サービス課 保健福祉課、住民サービス課 保健福祉課、住民生活課 保健福祉課、住民生活課 保健福祉課、住民生活課 保健福祉課、住民生活課 消防本部 総務課 総務課 総務課 「ハビテーション地域防災計画」の普及及び定期的な見直し 「業務継続計画（BCP）」の策定 「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の普及及び定期的な見直し 政策推進課 政策推進課 政策推進課
3-1	行政機能の大幅な低下	災害対策本部機能等の強化 行政の業務継続体制の整備 広域応援・受援体制の整備	- 43 -

リスクシナリオ		施策プログラム（強制化に係る推進事業）		担当部局
4-1	長期的または広範囲なエネルギー供給の停止 電気事業者等との連携	再生可能エネルギーの導入拡大 多様なエネルギー資源の活用	再生可能エネルギー導入促進事業 再生可能な石油類燃料の供給等に関する協定」に基づく連携の推進	商工観光労政課 総務課
	石油燃料供給の確保対策		「災害における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づく連携の推進	商工観光労政課 総務課
			研修牧場施設整備事業 農地集積協力金事業	農林課
			育成牧場整備事業	農林課
			中山間地域総合整備事業 道営草地畜産基盤整備事業（公共牧場型）	農林課
			道営草地畜産基盤整備事業（公共牧場型）	農林課
			コソブ礁造成事業	水産課
			木タテ養殖施設減災対策事業	水産課
			日本海ニシン栽培漁業定着事業	水産課
			日本海ニシン栽培漁業定着事業	水産課
			コンブ礁造成事業	水産課
			木タテ養殖施設減災対策事業	水産課
			日本海ニシン栽培漁業定着事業	水産課
			新規就農支援資金貸付事業	農林課
			農業次世代人材投資事業	農林課
			酪農ヘルパー事業	農林課
			農業研修者家賃助成事業	農林課
			沿岸漁業経営改善調査研究事業	水産課
			沿岸漁業経営改善調査研究事業	水産課
			日本海ニシン栽培漁業定着事業	農林課
			秋さけ資源増大対策事業	農林課
			ウニ深浅移植事業	農林課
			樽山なまこ栽培漁業定着事業（広域事業）	水産課
			熊石水産試験研究推進事業	水産課
			サーモン養殖試験事業	水産課、産業課
			サーモン養殖事業	水産課、産業課
			水道施設整備事業（井戸浚渫）	環境水道課
			配水管整備事業（更新）	環境水道課
			水道施設整備事業（施設補修、場内弁類更新、電気計装更新等）	環境水道課
			ろ過池・配水池防水事業	地域振興課
			公共下水道整備事業	環境水道課
			特定環境保全公共下水道整備事業	環境水道課
			農業集落排水施設整備事業	環境水道課
			真秋ポンプ場再構築基本計画事業（長寿命化、修繕事業）	建設課
			「公共下水道事業業務継続画（下水道BCP）」の定期的な見直し	環境水道課
4-2	食料の安定供給の停滞	食料生産基盤の整備		
4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止			

リスクシナリオ	施策プログラム（強制化に係る推進事業）	担当部局
4-4 基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	北海道新幹線の整備等	新幹線促進室 新幹線促進室
	新幹線駅設置自治体地元負担金	新幹線促進室
	新八雲（仮称）駅周辺整備の推進	新幹線促進室
	地域公共交通網形成計画策定事業	政策推進課
	国道277号・鉛川事故対策事業等の整備促進（事業主体：国）	政策推進課
	内浦大新線道路改良舗装事業	建設課
5-1 長期的または広範囲なサプライチェーン（物流・供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	道路改良事業	建設課
	道路維持改修事業	建設課
	道路橋長寿命化修繕事業	建設課
	農道等維持補修事業	農林課
	企業誘致促進事業	商工観光労政課
	緊急就労対策事業	商工観光労政課、産業課
6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃	中小企業育成資金貸付金	商工観光労政課
	奨学金償還支援事業	商工観光労政課
	町有林一般造林事業	農林課
	町有林森林保護事業	農林課
	町有林自力造林事業	農林課
	町有林水源林造林事業	農林課
7-1 災害廃棄物による復旧復興の大幅な遅れ	未来につなぐ森づくり推進事業	農林課
	林道維持補修事業	農林課
	森林管理道常丹線開設事業（事業主体：北海道）	農林課
	有害駆除対策事業	農林課
	有害鳥獣駆除事業	農林課、産業課
	多面的機能支払交付金事業	農林課、産業課
7-2 復旧復興等を担う人材の不足	農地・農業水利施設等の保全管理	農林課、産業課
	災害廃棄物の処理及び用地確定等の停滯による復旧復興の大遅れ	中山間地域等直接支払事業 リサイクルセンター修繕事業
	地籍調査の推進	汚水処理施設共同整備事業 地籍調査事業
	災害対応に不可欠な建設業との連携	関係団体との「災害時の協力体制に関する実施協定」による連携体制の推進
	行政職員の活用促進	各行政機関との連携体制の確立及び連携の推進
	北渡島檜山4町地域連携推進事業（再掲）	総務課、政策推進課 政策推進課

八雲町強勒化計画

発行日 令和 年 月

発行 北海道八雲町

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地

電話 0137-62-2111

企画・編集 八雲町総務課防災係